

防防調(事)第58号
27.10.30

大臣官房長
各局長
施設等機関の長
各幕僚長
情報本部長
防衛監察監
各地方防衛局長
防衛装備庁長官
殿

事務次官
(公印省略)

文書の取扱いに係る規則の遵守と情報の保全に関する措置の徹底等
について(通達)

文書の取扱いに係る規則の遵守と情報の保全の徹底に関する防衛大臣指示(防衛大臣指示第3号。平成27年8月17日)及び平成26年度定期防衛監察の結果について(平成27年9月30日)を踏まえ、下記について管下の職員に対し改めて周知せられ、情報の管理に万全を期せられたい。

記

1 秘匿性を有する情報の管理

- (1) 秘密等については、法令に従い、それぞれの指定の要件に該当するものを確実に指定するほか、これを記録する文書の利用は、業務の遂行上、真に必要な場合に限るとともに、秘密等の区分に応じて認められた情報システムを用いるものとし、当該文書の管理に当たっては、金庫等の適切な保管容器を用いること。
- (2) 注意又は部内限りについては、通達に従い、これに該当する文書に確実に定められた表示を付するほか、当該文書の利用は、業務の遂行上、真に必要な場合に限るとともに、注意又は部内限りの取扱いが認められた情報システムを用いるものとし、当該文書の管理に当たっては、鍵のかかる書庫等の適

切な保管容器を用いること。

2 秘匿性を有する情報を取り扱う職員等

- (1) 秘密等を取り扱う職員は、これを取り扱うことができる関係職員として指定等がなされている者でなければならないこと。
- (2) 注意を取り扱う職員は、これを取り扱う業務の遂行上必要な者であること。
- (3) 前2号に掲げる職員を選ぶに際し、秘密等の管理者又は業務上の管理者は、単に配置された職や階級のみをもって判断することなく、業務の遂行上の必要性の観点から厳格に判断すること。

3 秘匿性を有する情報の取扱いに係る意識の醸成

- (1) 職員の情報の取扱いに係る意識の醸成を図るため、職員に次のアからエまでに掲げる事項を十分に理解させるよう、全職員に対する保全教育や各種の研修等の機会を利用し、必要な指導を行うものとする。
 - ア 我が国の平和と独立を守り、国の安全を保つことを目的とする防衛省は、これを達成するために様々な情報を取り扱っており、その中には秘匿性を有する情報も含まれているが、このような情報については、当該情報を取り扱う者以外の者に流出することによって、防衛省の適切な任務の遂行に支障を生じさせ、我が国の安全を保つことができなくなるばかりでなく、外国政府等からの信頼を損なうこととなること。
 - イ 秘匿性を有する情報の取扱いに際しては、前2項に掲げる事項を遵守することにより、的確に取り扱わなければならないこと。
 - ウ 防衛省の職員以外の者に秘匿性を有する情報を提供する必要がある場合には、法令に従い、必要な許可を得るための手続を確実に行わなければならないこと。
 - エ 秘匿性を有する情報を漏えい・流出させた場合、法令の定めにより処罰される場合があること。
- (2) 各部局及び機関の長は、前号アからエまでに掲げる事項について、管下の全ての職員に対する個別面談形式による指導を本年12月末日までに1回以上実施すること。

4 検査等

- (1) 秘密等を記録する文書等の検査は、秘密保全規則に従い、所定の期日における管理状況について確実に実施するほか、臨時に検査することにより、平素より隙のない管理に努めること。
- (2) 秘密等を記録する文書等の検査に際しては、できる限り、注意又は部内限

りに該当する文書等の管理状況についても点検し、必要に応じ、改善指導を行うこと。

- (3) 各部局及び機関の長は、第1号の臨時の検査に際し、必要に応じ、秘匿性を有する情報を取り扱う部署の上位の部署の職員又は部局若しくは機関の長が指名する職員を立ち合わせ、適切な改善指導ができるよう配慮すること。

5 報告等

- (1) 各部局及び機関の長は、管下の秘密等の管理者から前項に掲げる検査の結果を報告させ、必要に応じ、改善指導を行うこと。この際、管下の秘密等の管理者に、その責務を自覚させ、改善すべき状況が再び生じさせることのないよう、管理者が先頭に立ち適切な保護措置を講ずるよう指導すること。
- (2) 各部局及び機関の長は、平成26年度に防衛監察本部が実施した定期防衛監察の結果において、情報漏えい等の未然防止の観点から改善すべき状況であると認められ、その指摘を受けた部署（以下「要改善部署」という。）について、それぞれの要改善部署で改善措置を検討させ、当該措置の内容を本年12月末日までに所属する部局又は機関の長に報告させること。ただし、予算の確保等の事由により、本年12月末日までに検討を完了させることが困難な場合には、平成28年2月末日までに検討計画を提出させること。
- (3) 各部局又は機関の長は、要改善部署に対し、平成28年3月末日までに前号の改善措置を完了させ、この旨を報告させること。

なお、前号ただし書により検討計画を提出させた場合には、各部局又は機関の長は、要改善部署に対し、当該検討計画に従って改善措置の検討を行わせ、その終了後、速やかに、当該措置の内容を報告させるとともに、改善措置の完了についても報告させること。

- (4) 各部局及び機関の長は、第2号及び前号の報告を受けたときは、速やかに防衛政策局長に通報すること。

6 秘匿性を有する情報を取り扱う部署からの提案

- (1) 各部局及び機関の長は、秘密等の管理者又は業務上の管理者に対し、秘匿性を有する情報の管理に関し、法令に定められた取扱いを遵守した上で、当該情報を取り扱う部署の業務環境を勘案した創意工夫によって、より効果的であると考えられる管理要領について提案があれば、これを提出させ、他の部局及び機関の長と協議する等、より一層の適切かつ効果的な情報管理に資する措置の検討に取り組むこと。
- (2) 各部局及び機関の長は、前号の提案の提出を受けたときは、速やかに防衛政策局長に通報すること。